

附 則

（施行期日）

第一条 この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十五号）の施行の日（次条において「施行日」という。）から施行する。

（開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この府令による改正前の開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（以下「旧令」という。）第二条第一項の規定により同項に規定する書面を提出した者（以下「旧届出書提出者」という。）は、施行日においてこの府令による改正後の開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（以下「新令」という。）第二条第一項の規定により同項に規定する電子開示システム届出書（次項において「新届出書」という。）を提出したものとみなす。

2 新令第二条第一項に規定する財務局長等は、施行日において、同条第二項の規定により旧届出書提

出者に通知したものとみなす。この場合において、同項に規定する電子開示システム届出書を受理した日は施行日とする。